

小平市長期総合計画基本構想審議会の運営に関する取り決め

1 目的

この取り決めは、小平市長期総合計画基本構想審議会条例（昭和 59 年 条例第 15 号）第 8 条の規定に基づき、小平市長期総合計画基本構想審議会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 傍聴に関する定め

(1) 傍聴の手続き

- ① 傍聴を希望する者は、会議の開催される 20 分前から会議の開催までに、所定の場所で傍聴の申込みをしなければならない。
- ② 傍聴人の定員は、原則として傍聴席の範囲内とする。傍聴希望者が傍聴人の定員を超えるときは、先着順に決定する。

(2) 傍聴席に入ることができない者

- ① 会議の妨害になると認められる物を携帯している者。
- ② 酒気を帯びていると認められる者。
- ③ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。
- ④ その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(3) 傍聴人の遵守事項

- ① 会議中にみだりに傍聴席を離れないこと。
- ② 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- ③ 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- ④ 飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑤ 写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- ⑥ その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(4) 傍聴人の退場

- ① 傍聴人が傍聴人の遵守事項を違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。
- ② 会議を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。
- ③ 傍聴人は会長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(5) 傍聴人の会議資料等の閲覧

傍聴人は会議に配付された会議資料等を閲覧することができる。

3 報道に関する定め

- (1) 報道関係者は、上記 2 (1) の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記 2 (2) から (5) までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

4 会議録の作成及び公開

(1) 会議録作成のため録音及び写真撮影をする。事務局は会議終了後速やかに次の内容を含む会議録を作成する。

- ① 議題及び議事概要
- ② 出席した委員の氏名
- ③ 発言者（会長、委員、事務局等の区別により記載）及び発言内容（要旨）
- ④ その他会長が必要と認めた事項

(2) 作成した会議録は確定した後、当該開催日の20日後までに市ホームページへの掲載及び市政資料コーナーにおいて閲覧に供することにより公開する。

5 庶務

この取り決めに関する庶務は、企画政策部において処理する。